

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年 5 月14日提出
【計算期間】	第 5 期計算期間 （自 平成24年 8 月16日 至 平成25年 2 月15日）
【ファンド名】	世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／株式に属し、主として世界各国の株式に実質的に投資し、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ
	年6回（隔月）	欧州	
不動産投信	年12回（毎月）	アジア	為替ヘッジ
	日々	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	中南米	あり ()
		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東）	なし
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

その他資産（投資信託証券（株式 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（含む日本）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし（注）	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファ

ンドに反映されます。



※ベビーファンド(当ファンド)で世界各国の株式などを直接組み入れる場合があります。

投資者のみなさまからいただく信託報酬の一部を、発展途上国を中心にインフラ改善などのために寄付します。

- ◆販売会社が当ファンドの投資信託財産から委託会社を通じて收受した信託報酬の一部は、発展途上国を中心にインフラ改善事業などに取り組む団体などに寄付を行い、当該団体などを通じてインフラ改善の復興支援活動などに役立てられます。寄付先・寄付金額については、運用報告書において投資者のみなさまに報告します。
- ◆寄付金額は、純資産総額に対して年率0.05%程度を目処とし、当ファンドの信託報酬のうち販売会社が受け取る部分から支払います。ただし、純資産総額の増減やその他の諸条件を勘案して、変更される場合があります。

b. ファンドの特色

1. 主として世界のインフラ関連企業が発行する上場株式などに実質的に投資します。

企業の安定的なキャッシュフロー創出能力などに着目します。

- ◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
- ◆当ファンドでの「インフラ関連企業」とは、インフラ資産を実際に所有する、もしくは、運営するビジネスで収益の多くを獲得する企業を指します。つまり、「ピュア（純粋）」なインフラ企業が主要投資対象となります。
- ◆「株式など」とは上場株式、預託証券、株式に類似する権利、上場投資信託証券を指します。
- ◆株式などには、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて投資します。

<マザーファンドの運用方針>

- 新興国および日本を含む世界各国のインフラ関連企業が発行する株式などを主要投資対象とします。
- 株式などの銘柄選定にあたっては、市況動向や、個別企業のキャッシュフロー安定性、成長性、流動性、配当などを勘案して投資を行います。
- 株式などの組入比率については、原則として高位を保ちますが、マーケット環境や資金動向を勘案して組入比率を投資信託財産の50%程度を下限として引き下げ場合があります。

※マザーファンドと同様の運用方針に基づき、株式などに直接投資する場合があります。

- ◆当ファンドおよびマザーファンドにおいて、原則として為替ヘッジは行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わないことがあります。

2. マザーファンドの運用指図権限の全部または一部をAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。



- ◆同社はオーストラリアにおける最大規模の運用会社であり、160年もの歴史を誇るオーストラリア最大級の金融サービス企業、AMP社の子会社です。
- ◆オーストラリアの資産のみならず、世界の不動産（REITを含む）やインフラ関連企業への投資についても、世界的に著名な運用会社です。
- ◆未上場のインフラ関連企業への直接投資についても1980年代後半から実績を積み重ね、現在の未上場インフラ関連企業への投資残高は50.8億豪ドル^{※1}（約4,560億円^{※2}）になります。

※1 2012年12月末時点

※2 2012年12月末時点の豪ドル円為替レート、1豪ドル＝89.80円で換算

新光投信が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。
※スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

主な投資制限

株式などへの投資割合	株式などへの実質投資割合には制限を設けません。 株式に類似する権利への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
同一銘柄の株式などへの投資割合	同一銘柄の株式などへの実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 原則として、年2回（毎年2月、8月の各月15日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

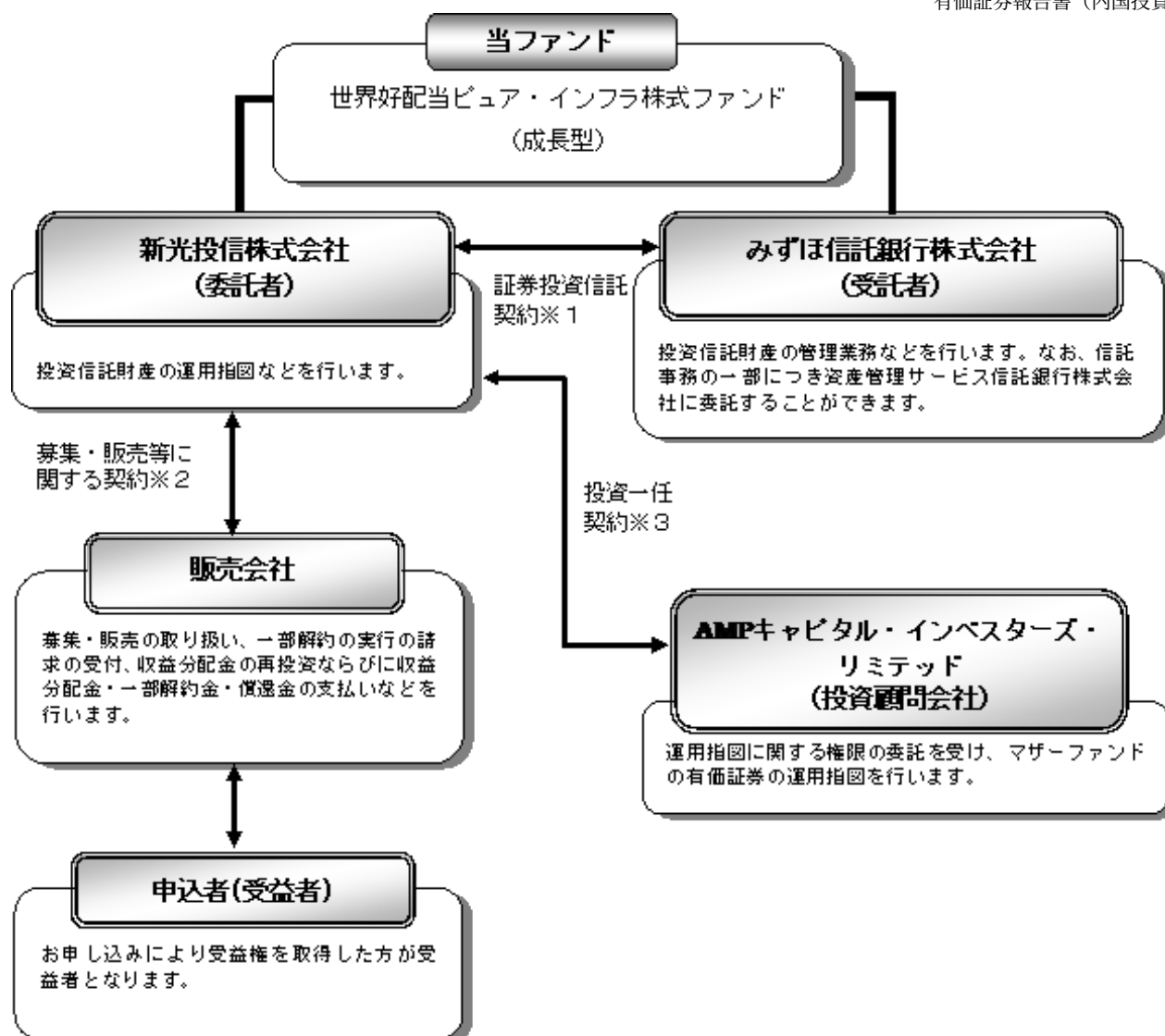
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年7月30日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成22年8月30日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

※3 投資一任契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用にかかる規定、運用責任の所在、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成25年3月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更

昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ なし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(平成25年3月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ& コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。ただし、マザーファンドと同様の運用方針に基づき、新興国および日本を含む世界各国のインフラ関連企業が発行する上場株式（預託証券を含みます。）、株式に類似する権利およびインフラ関連の上場投資信託証券（以下総称して「株式等」といいます。）に直接投資する場合があります。

(ロ) 投資態度

- ① 株式等の実質組入比率については、原則として高位を保ちますが、マーケット環境や資金動向を勘案して実質組入比率を投資信託財産の50%程度を下限として引き下げる場合があります。
- ② 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わないことがあります。

(ハ) 主な投資制限

- ① 株式等への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式に類似する権利への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式等への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドの運用方針

世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国および日本を含む世界各国のインフラ関連企業が発行する株式等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式等の銘柄選定にあたっては、市況動向や、個別企業のキャッシュフロー安定性、成長性、流動性、配当等を勘案して投資を行います。
- ② 株式等の組入比率については、原則として高位を保ちますが、マーケット環境や資金動向を勘案して組入比率を投資信託財産の50%程度を下限として引き下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 有価証券の運用指図に係る権限の全部または一部を、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。
- ⑤ 当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式等への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式に類似する権利への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式等への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

※平成25年5月14日現在、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（毎月決算型）
ワールド・インフラ好配当株式ファンド（毎月決算型）
ワールド・インフラ好配当株式ファンド（成長型）
新光世界インフラ株式ファンド

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号および第6号以外の各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定める

ものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
23. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利および有限責任事業組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
24. 外国の法令に基づく契約で、前号の権利の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第2項第6号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といい、第23号および第24号の権利を以下「株式に類似する権利」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号および第6号以外の各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産

に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

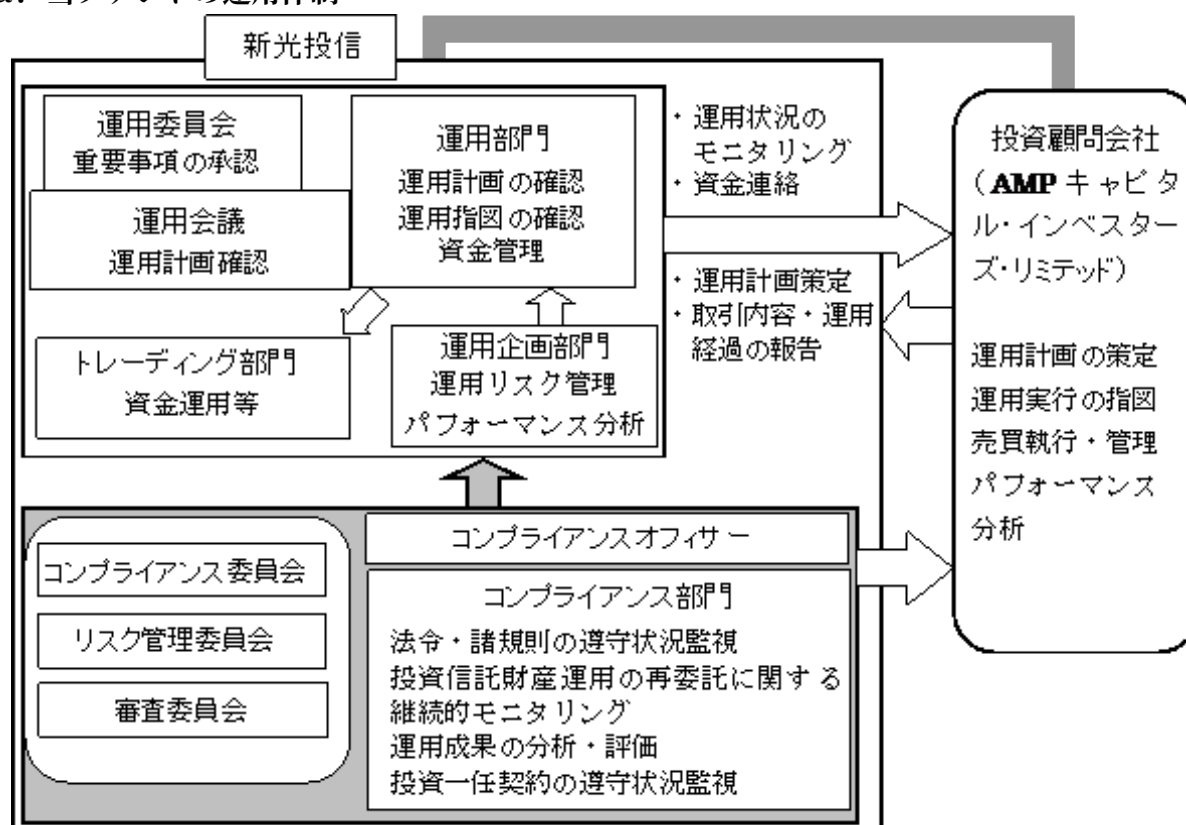
（ホ）上記（ハ）（ニ）においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ヘ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ト）委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（3）【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※上記は平成25年5月14日現在のものであり、今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドはAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに運用指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ・運用計画はAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドにおいて策定されます。運用委員会から権限委嘱された会議体である運用会議ではAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドの運用計画の報告を受けます。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

●D0

- ・AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは投資一任契約に基づいて運用指図を行います。

●SEE

- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）は、投資信託財産運用の再委託に関する社内規程に定める再委託先との契約書記載事項と実態との齟齬、再委託先に関する選定基準に該当しなくなる恐れの有無、指図書類と委託内容の齟齬等の事項について継続的なモニタリングを行っております。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款・投資一任契約の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は年2回、原則として、2月、8月の各月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
 2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるとき

は、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日まで、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

a. 株式等への投資割合

上場株式、預託証券、株式に類似する権利および上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

b. 株式に類似する権利への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式に類似する権利の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式に類似する権利の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

c. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。

e. 同一銘柄への投資割合

（イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

g. 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- (ハ) 委託者が投資することを指図する株式に類似する権利は、取引所に上場されているもの、取引所に準ずる市場において取引されているものとします。
- (ニ) 上記（ハ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式に類似する権利で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

h. 信用取引の指図範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限りま。）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

i. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

j. 公社債の空売りの指図範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該

売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）

の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

k. 公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

n. 資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

o. 利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害

関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（ニ）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3 【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、世界各国の株式などに、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格や通貨価値が大きく変動することがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて市場規模が小さく、流動性が低いことなどにより、価格変動が大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などの金融市場インフラが未発達なために、正確な情報に基づいた運用や意図した通りの投資を実行できない可能性もあります。さらに、地域によっては、様々な地政学的問題を抱えていることから、政治、経済、社会情勢などが不安定な国もあり、金融市場に重大な影響を及ぼす事象が発生する可能性があります。カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

b. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 為替変動リスク

外国通貨建ての証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的な投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

d. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e. 特定の業種・有価証券の種類への投資リスク

当ファンドで実質的に投資する株式などの銘柄は、限定されたインフラ関連の業種が中心となります。したがって、幅広い銘柄に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、株式などの中には、上場普通株に加えて、預託証券、株式に類似する権利、上場投資信託証券が含まれます。普通株に類似した性格を持つ証券ではあるものの、それぞれの市場において普通株とは異なる取引上や税制上の取り扱いを受ける場合があります。結果的に基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

f. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じて、または直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h. 他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入の有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落す

る可能性があります。

i. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ニ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（ヘ）投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

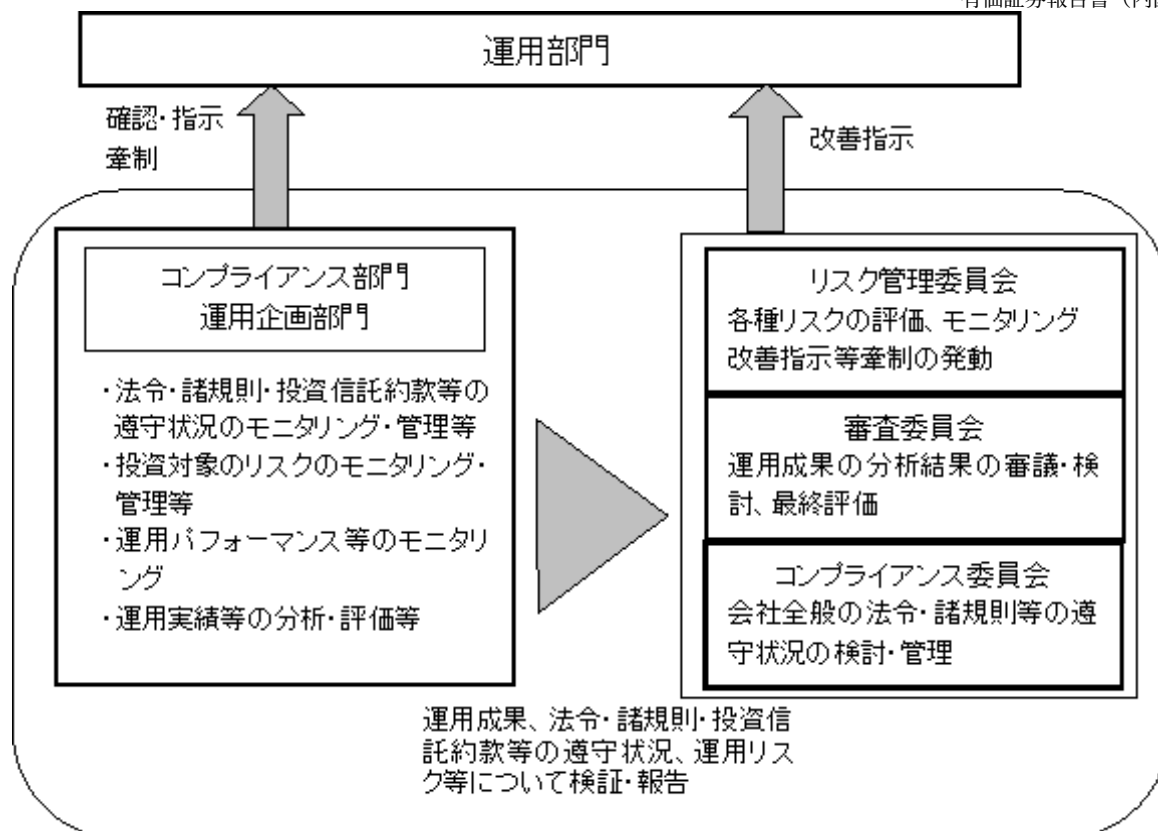
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料＋消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬＋消費税等 ●監査報酬＋消費税等 ●信託事務の諸費用等＋消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等＋消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金（スイッチングの場合を含む。）	●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。	
	◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

平成25年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

（イ）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※¹または「償還前乗り換え」※²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（ロ）スイッチング手数料

委託者が設定・運用する特定のファンドとの間において、乗り換え（以下「スイッチング」※³といいます。）ができる場合があります。

スイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

※3「スイッチング」とは、「世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）」を換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に委託者が設定・運用する特定のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

（2）【換金（解約）手数料】

a. 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b. 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※「信託財産留保額」とは、ご解約による組入の有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の176.4の率（1.764%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年0.9240%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.7875%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0525%（税込）

委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託（運用の再委託）を受けた投資顧問会社を受ける報酬を委託者が受ける報酬から、毎年2月および8月または信託終了のとき支払うものとし、その額は、投資信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に次の率を日々乗じて得た額とします。

1. マザーファンドの投資信託財産の純資産総額の500億円以下の部分に対して
 ・・・・年10,000分の50
2. マザーファンドの投資信託財産の純資産総額の500億円超の部分に対して
 ・・・・年10,000分の45

販売会社が当ファンドの投資信託財産から委託会社を通じて収受した信託報酬の一部は、発展途上国を中心にインフラ改善事業などに取り組む団体などに寄付を行い、当該団体などを通じてインフラ改善の復興支援活動などに役立てられます。寄付先・寄付金額については、運用報告書において投資者のみなさまに報告します。寄付金額は、純資産総額に対して年率0.05%程度を目処とし、当ファンドの信託報酬のうち販売会社が受け取る部分から支払います。ただし、純資産総額の増減やその他の諸条件を勘案して、変更される場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表1）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表1）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表1）

期 間	税 率
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り。）か

ら差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表2）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

（表2）

期 間	税 率
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税 0.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15%および復興特別所得税 0.315%）

c. 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関

しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成25年３月29日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資 信託	世界好配当ピュア・インフラ	日 本	円	時価	%
		株式マザーファンド受益証券		1,147,902,013		98.0
			小 計	円 1,147,902,013	—	% 98.0
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 23,604,826	負債控除後の 取得価額	% 2.0
—	純資産総額			円 1,171,506,839	—	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成25年３月29日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
-----	-------	------	-----	------	------

有価証券	株 式		円		%
		アメリカ	3,118,787,264	時価	58.2
			円		%
		カナダ	459,432,655	時価	8.6
			円		%
		イタリア	227,583,175	時価	4.2
			円		%
		フランス	157,868,383	時価	2.9
			円		%
		オーストラリア	261,555,969	時価	4.9
	投資信託 受益証券		円		%
		イギリス	548,124,033	時価	10.2
			円		%
		メキシコ	31,188,154	時価	0.6
有価証券	株 式		円		%
		ブラジル	77,659,812	時価	1.4
			円		%
		中国	30,725,412	時価	0.6
有価証券	株 式		円		%
		小 計	4,912,924,857	—	91.7
	投資信託 受益証券		円		%
		ガンジー	132,022,187	時価	2.5
有価証券	投資信託 受益証券		円		%
		小 計	132,022,187	—	2.5
その他 資産	コール・ ローン等		円	負債控除後の	%
		日本他	312,168,239	取得価額	5.8
—	純資産総額		円	—	%
			5,357,115,283		100.0

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年3月29日現在)

順位	銘柄名	国・ 地域	種 類	数量 (口)	帳 簿 価 額		評 価 額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	690,966,119	1.5752	1,088,452,868	1.6613	1,147,902,013	97.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成25年3月29日現在）

種 類	投資比率 (%)
親 投 資 信 託	97.98
合 計	97.98

株式業種別投資比率（平成25年3月29日現在）

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成25年3月29日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数又は 数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	TRANSCANADA CORPORATION	カナダ	株式	エネルギー	78,012	4,291.08	334,756,374	4,490.12	350,284,021	6.53
2	ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	60,249	5,072.64	305,621,522	5,670.27	341,628,368	6.37
3	NATIONAL GRID PLC	イギリス	株式	公益事業	291,973	1,013.57	295,937,060	1,095.17	319,761,238	5.96
4	KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	27,965	6,994.47	195,600,527	8,262.29	231,055,009	4.31
5	WILLIAMS COS INC	アメリカ	株式	エネルギー	65,000	3,204.18	208,272,243	3,523.11	229,002,345	4.27
6	KINDER MORGAN INC	アメリカ	株式	エネルギー	62,200	3,355.92	208,738,329	3,637.85	226,274,518	4.22
7	SPECTRA ENERGY CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	75,200	2,761.30	207,650,055	2,892.03	217,481,220	4.05
8	PLAINS ALL AMERICAN PIPELINE LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	39,300	4,362.15	171,432,582	5,311.94	208,759,399	3.89
9	ENBRIDGE ENERGY MANAGEMENT LLC	アメリカ	株式	エネルギー	69,949	2,794.53	195,474,936	2,842.19	198,808,418	3.71
10	NORTHEAST UTILITIES	アメリカ	株式	公益事業	40,200	3,782.87	152,071,658	4,087.41	164,314,002	3.06
11	EUTELSAT COMMUNICATIONS	フランス	株式	メディア	47,541	3,131.44	148,871,955	3,320.67	157,868,383	2.94
12	MARKWEST ENERGY PARTNERS LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	27,388	4,956.25	135,741,894	5,713.53	156,482,365	2.92
13	DUET GROUP	オーストラリア	株式	公益事業	666,941	204.09	136,119,497	225.23	150,221,123	2.80
14	WILLIAMS PARTNERS LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	28,395	4,785.43	135,882,352	4,871.78	138,334,477	2.58
15	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	イタリア	株式	公益事業	345,940	374.42	129,527,455	389.95	134,902,035	2.51
16	JOHN LAING INFRASTRUCTURE FUND	ガーンジー	投資信託受益証券	—	811,796	156.37	126,948,071	162.62	132,022,187	2.46
17	ENERGY TRANSFER PARTNERS LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	27,100	4,226.90	114,549,094	4,767.39	129,196,390	2.41
18	SEVERN TRENT PLC	イギリス	株式	公益事業	50,913	2,357.84	120,044,972	2,450.89	124,782,630	2.32
19	ENERGY TRANSFER EQUITY LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	22,386	4,074.09	91,202,737	5,500.04	123,123,984	2.29
20	APA GROUP	オーストラリア	株式	公益事業	190,752	483.88	92,301,852	583.66	111,334,846	2.07
21	KEYERA CORP	カナダ	株式	エネルギー	20,651	4,580.91	94,600,553	5,285.39	109,148,634	2.03
22	PENNON GROUP PLC	イギリス	株式	公益事業	116,136	937.29	108,854,016	891.88	103,580,165	1.93
23	CENTERPOINT ENERGY INC	アメリカ	株式	公益事業	44,597	1,946.19	86,794,549	2,253.43	100,496,574	1.87
24	ATLAS PIPELINE PARTNERS LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	30,600	3,234.81	98,985,219	3,252.24	99,518,819	1.85
25	SNAM SPA	イタリア	株式	公益事業	215,881	412.55	89,062,594	429.31	92,681,140	1.73
26	TARGA RESOURCES PARTNERS LP(LP)	アメリカ	株式	エネルギー	19,039	3,844.62	73,197,829	4,328.18	82,404,238	1.53
27	ONEOK INC	アメリカ	株式	公益事業	17,702	4,250.12	75,235,656	4,483.36	79,364,500	1.48
28	COMPANHIA DE SANEAMENTO BASICO DO ES-ADR	ブラジル	株式	公益事業	17,300	4,463.70	77,222,107	4,489.00	77,659,812	1.44
29	SEMPRA ENERGY	アメリカ	株式	公益事業	10,000	6,546.83	65,468,387	7,518.35	75,183,570	1.40
30	NORTHWESTERN CORPORATION	アメリカ	株式	公益事業	19,307	3,442.17	66,458,133	3,748.83	72,378,718	1.35

（注）外貨建株式、外貨建投資信託受益証券の単価および金額は、平成25年3月29日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

種類別投資比率（平成25年3月29日現在）

種 類	投資比率（％）
株 式	91.70
投資信託受益証券	2.46
合 計	94.17

株式業種別投資比率（平成25年3月29日現在）

業 種	投資比率（％）
エネルギー	56.62
運輸	0.57
メディア	2.94
公益事業	31.55
合 計	91.70

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	5,985,981,744	5,991,404,449	11,039	11,049
第2期計算期間末	2,800,054,676	2,800,054,676	10,286	10,286
第3期計算期間末	1,262,244,814	1,263,336,979	11,557	11,567
第4期計算期間末	919,890,792	920,668,591	11,827	11,837
第5期計算期間末 (平成25年2月15日)	901,648,497	902,248,654	15,024	15,034
平成24年3月末日	1,092,770,785	—	12,020	—
平成24年4月末日	1,141,664,775	—	11,973	—
平成24年5月末日	986,882,544	—	11,107	—
平成24年6月末日	956,854,050	—	11,363	—
平成24年7月末日	961,990,477	—	11,786	—
平成24年8月末日	904,649,042	—	11,856	—
平成24年9月末日	887,049,017	—	11,984	—
平成24年10月末日	840,493,191	—	12,306	—
平成24年11月末日	849,165,539	—	12,584	—

平成24年12月末日	789,705,858	—	13,108	—
平成25年1月末日	887,436,868	—	14,699	—
平成25年2月末日	1,051,580,438	—	14,853	—
平成25年3月末日	1,171,506,839	—	15,830	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成23年2月15日)	10円
第2期計算期間 (平成23年8月15日)	0円
第3期計算期間 (平成24年2月15日)	10円
第4期計算期間 (平成24年8月15日)	10円
第5期計算期間 (平成25年2月15日)	10円

③【収益率の推移】

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成23年2月15日)	10.5%
第2期計算期間 (平成23年8月15日)	△6.8%
第3期計算期間 (平成24年2月15日)	12.5%
第4期計算期間 (平成24年8月15日)	2.4%
第5期計算期間 (平成25年2月15日)	27.1%

（注1）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注2）収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（4）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	5,888,225,116口	465,519,495口
第2期計算期間	1,194,718,942口	3,895,095,887口
第3期計算期間	48,436,563口	1,678,600,185口
第4期計算期間	146,218,502口	460,583,762口
第5期計算期間	58,295,768口	235,937,572口

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

<参考情報>

運用実績

世界好配当ビュア・インフラ株式ファンド（成長型） 愛称：みずほ・グローバル・ポケット（成長型）

2013年3月29日現在

<基準価額・純資産の推移> (2010年8月30日～2013年3月29日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額（分配金再投資）は、取引日の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2013年2月	10円
2012年8月	10円
2012年2月	10円
2011年8月	0円
2011年2月	10円
設定来累計	40円

※分配は1万口当たり・取引日の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	89.86%
投資信託受益証券	2.41%
その他資産	7.73%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質投入比率を記載しています。

国内株式の業種別配分（世界好配当ビュア・インフラ株式マザーファンド）

業種	純資産比率
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
合計	-

※東証33業種分類にしたがって記載しています。
 ※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

外国株式の業種別配分（世界好配当ビュア・インフラ株式マザーファンド）

業種	純資産比率
エネルギー	56.62%
公益事業	31.55%
メディア	2.94%
運輸	0.57%
-	-
-	-
合計	91.70%

※世界産業分類基準（GICS）にしたがって記載しています。
 ※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

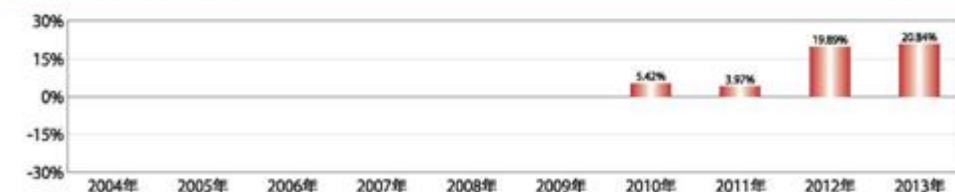
組入上位10銘柄（世界好配当ビュア・インフラ株式マザーファンド）

銘柄名	国・地域	業種	純資産比率
TRANSCANADA CORPORATION	カナダ	エネルギー	6.53%
ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS LP(LP)	アメリカ	エネルギー	6.37%
NATIONAL GRID PLC	イギリス	公益事業	5.96%
KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC(LP)	アメリカ	エネルギー	4.31%
WILLIAMS COS INC	アメリカ	エネルギー	4.27%
KINDER MORGAN INC	アメリカ	エネルギー	4.22%
SPECTRA ENERGY CORPORATION	アメリカ	エネルギー	4.05%
PLAINS ALL AMERICAN PIPELINE LP(LP)	アメリカ	エネルギー	3.89%
ENBRIDGE ENERGY MANAGEMENT LLC	アメリカ	エネルギー	3.71%
NORTHEAST UTILITIES	アメリカ	公益事業	3.06%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※取引日の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2010年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2013年については、年初から3月末までの収益率を記載しています。

※当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ※表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ※最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングにより買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。

※販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。また、スイッチングを取り扱う販売会社でも、償還日（繰上償還を行う場合を含みます。）の2ヵ月前に該当する月の第1営業日以前以降、償還予定のファンドを解約するスイッチングのお申し込みができなくなる場合があります。また、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

※スイッチング対象ファンドによっては、上記に定める日以外にもスイッチングのお申し込みの受付を行わない場合がありますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社

が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ヘ) 委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

(ト) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資

信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。） インターネットホームページ http://www.shinkotoushin.co.jp/

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託 受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
株式	原則として基準価額計算日 [※] の取引所の最終相場で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

※外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成32年8月17日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月16日から8月15日まで、8月16日から翌年2月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがい、ます。

（ハ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した

ときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

※この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

- (イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b. 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）か

ら（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（ヘ）上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または上記「b. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における資産管理サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資一任契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくマザーファンドの信託終了日までとし、途中での更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、法律による解除権の行使以外に、相手方に180日以上前に通知することにより、契約を解除することができます。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成24年8月16日から平成25年2月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

世界好配当ビュア・インフラ株式ファンド（成長型） 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成24年 8月15日現在)	第5期 (平成25年 2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,663,187	29,589,055
親投資信託受益証券	901,600,121	883,400,723
未収入金	6,000,000	—
未収利息	41	40
流動資産合計	935,263,349	912,989,818
資産合計	935,263,349	912,989,818
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	777,799	600,157
未払解約金	5,256,900	3,032,800
未払受託者報酬	276,840	228,170
未払委託者報酬	9,025,064	7,438,319
その他未払費用	35,954	41,875
流動負債合計	15,372,557	11,341,321
負債合計	15,372,557	11,341,321
純資産の部		
元本等		
元本	777,799,794	600,157,990
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	142,090,998	301,490,507
（分配準備積立金）	83,041,163	243,268,007
元本等合計	919,890,792	901,648,497
純資産合計	919,890,792	901,648,497
負債純資産合計	935,263,349	912,989,818

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自平成24年 2月16日 至平成24年 8月15日	第5期 自平成24年 8月16日 至平成25年 2月15日
営業収益		
受取利息	8,997	6,971
有価証券売買等損益	39,565,607	209,200,602
営業収益合計	39,574,604	209,207,573
営業費用		
受託者報酬	276,840	228,170
委託者報酬	9,025,064	7,438,319
その他費用	35,954	41,875
営業費用合計	9,337,858	7,708,364
営業利益	30,236,746	201,499,209
経常利益	30,236,746	201,499,209
当期純利益	30,236,746	201,499,209
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	11,543,218	16,520,674
期首剰余金又は期首欠損金（△）	170,079,760	142,090,998
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,759,834	18,052,490
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,759,834	18,052,490
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,664,325	43,031,359
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,664,325	43,031,359
分配金	777,799	600,157
期末剰余金又は期末欠損金（△）	142,090,998	301,490,507

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第5期 自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第4期 [平成24年 8月15日現在]	第5期 [平成25年 2月15日現在]
1. 計算期間末日における受益権の総数 777,799,794口	1. 計算期間末日における受益権の総数 600,157,990口
2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1827円 (1万口当たり純資産額) (11,827円)	2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5024円 (1万口当たり純資産額) (15,024円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第4期 自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	第5期 自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
1. 委託者報酬	当ファンドの主要投資対象である世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用指図に関する権限を委託するための費用 2,583,719円。	当ファンドの主要投資対象である世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用指図に関する権限を委託するための費用 2,129,842円。
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,337,918円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(4,355,610円)、信託約款に定める収益調整金(59,049,835円)及び分配準備積立金(65,125,434円)より分配対象収益は142,868,797円(1万口当たり1,836.80円)であり、うち777,799円(1万口当たり10円)を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(15,308,899円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(169,669,636円)、信託約款に定める収益調整金(58,222,500円)及び分配準備積立金(58,889,629円)より分配対象収益は302,090,664円(1万口当たり5,033.50円)であり、うち600,157円(1万口当たり10円)を分配しております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第4期 自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	第5期 自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第4期 [平成24年 8月15日現在]	第5期 [平成25年 2月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第4期 自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	第5期 自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区 分	第4期 [平成24年 8月15日現在]	第5期 [平成25年 2月15日現在]
期首元本額	1,092,165,054円	777,799,794円
期中追加設定元本額	146,218,502円	58,295,768円
期中一部解約元本額	460,583,762円	235,937,572円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第4期 [平成24年 8月15日現在]	第5期 [平成25年 2月15日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	27,643,748	191,466,619
合 計	27,643,748	191,466,619

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種 類	第4期 [平成24年 8月15日現在]	第5期 [平成25年 2月15日現在]
	該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評 価 額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファ ンド	562,281,665	883,400,723	
合 計		562,281,665	883,400,723	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成24年 8月15日現在]	[平成25年 2月15日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		

流動資産		
預金	65,973,895	217,332,057
コール・ローン	130,179,770	272,586,056
株式	2,978,930,105	3,304,014,649
投資信託受益証券	100,837,120	87,527,450
派生商品評価勘定	—	242,130
未収入金	12,592,671	—
未収配当金	10,557,633	9,668,890
未収利息	193	368
流動資産合計	3,299,071,387	3,891,371,600
資産合計	3,299,071,387	3,891,371,600
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	90,843
未払金	—	146,071,411
未払解約金	24,000,000	350,000
流動負債合計	24,000,000	146,512,254
負債合計	24,000,000	146,512,254
純資産の部		
元本等		
元本	2,684,999,172	2,383,661,418
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	590,072,215	1,361,197,928
元本等合計	3,275,071,387	3,744,859,346
純資産合計	3,275,071,387	3,744,859,346
負債純資産合計	3,299,071,387	3,891,371,600

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1) 株式 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。

(貸借対照表に関する注記)

[平成24年 8月15日現在]	[平成25年 2月15日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数 2,684,999,172口	1. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数 2,383,661,418口
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1単位当たりの純資産の額	2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2198円 (12,198円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5711円 (15,711円)
---------------------------	----------------------	---------------------------	----------------------

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
1. 金融商品 に対する 取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
2. 金融商品 の内容及 びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式、投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品 に係るリ スクの管 理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品 の時価等 に関する 事項につ いての補 足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

[平成24年 8月15日現在]	[平成25年 2月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 株式及び投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定（為替予約取引） 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 株式及び投資信託受益証券 同左 派生商品評価勘定（為替予約取引） 同左

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
--	---------------------------

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成24年 2月16日 至 平成24年 8月15日	自 平成24年 8月16日 至 平成25年 2月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区 分	[平成24年 8月15日現在]	[平成25年 2月15日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,942,062,555円	2,684,999,172円
同期中における追加設定元本額	526,015,915円	869,518,768円
同期中における一部解約元本額	1,783,079,298円	1,170,856,522円
同期末における元本の内訳		
世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（毎月決算型）	1,528,871,932円	1,115,846,264円
世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）	739,137,663円	562,281,665円
ワールド・インフラ好配当株式ファンド（毎月決算型）	373,156,966円	564,867,353円
ワールド・インフラ好配当株式ファンド（成長型）	43,832,611円	130,243,204円
新光世界インフラ株式ファンド	－円	10,422,932円
合 計	2,684,999,172円	2,383,661,418円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	[平成24年 8月15日現在]	[平成25年 2月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	167,453,169	195,994,755
投資信託 受益証券	5,225,474	1,185,815
合 計	172,678,643	197,180,570

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	[平成24年 8月15日現在]				[平成25年 2月15日現在]			
	契約額等 （円）	う ち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	う ち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	37	－	37	－	164,912,142	－	164,956,299	44,157
米ドル	37	－	37	－	139,275,000	－	139,410,000	135,000

カナダドル	—	—	—	—	13,850,487	—	13,794,303	△56,184
英ポンド	—	—	—	—	11,786,655	—	11,751,996	△34,659
売建	37	—	37	—	25,637,142	—	25,530,012	107,130
米ドル	—	—	—	—	25,637,142	—	25,530,012	107,130
オーストラリアドル	37	—	37	—	—	—	—	—
合 計	74	—	74	—	190,549,284	—	190,486,311	151,287

(注) 時価の算定方法

(1) 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物売買相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル		株	米ドル	米ドル	
	ACCESS MIDSTREAM PARTNERS LP(LP)	21,367	37.62	803,826.54	
	ATLAS PIPELINE PARTNERS LP(LP)	24,000	33.71	809,040.00	
	ENBRIDGE ENERGY MANAGEMENT LLC	49,349	29.41	1,451,354.09	
	ENERGY TRANSFER EQUITY LP(LP)	19,686	49.97	983,709.42	
	ENERGY TRANSFER PARTNERS LP(LP)	20,900	47.04	983,136.00	
	ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS LP(LP)	43,949	57.24	2,515,640.76	
	KINDER MORGAN INC	43,600	37.57	1,638,052.00	
	KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC(LP)	21,265	82.21	1,748,195.65	
	MARKWEST ENERGY PARTNERS LP(LP)	20,188	57.96	1,170,096.48	
	PLAINS ALL AMERICAN PIPELINE LP(LP)	28,100	54.48	1,530,888.00	
	REGENCY ENERGY PARTNERS LP(LP)	24,093	24.68	594,615.24	
	SPECTRA ENERGY CORPORATION	51,200	29.56	1,513,472.00	
	TARGA RESOURCES PARTNERS LP(LP)	13,539	41.88	567,013.32	
	WILLIAMS COS INC	48,500	35.46	1,719,810.00	
	WILLIAMS PARTNERS LP(LP)	18,095	53.45	967,177.75	
	CENTERPOINT ENERGY INC	35,597	20.43	727,246.71	
	NORTHEAST UTILITIES	28,800	40.76	1,173,888.00	
	NORTHWESTERN CORPORATION	14,807	38.48	569,773.36	
	ONEOK INC	10,602	47.61	504,761.22	
	P G & E CORPORATION	7,900	42.43	335,197.00	
	SEMPRA ENERGY	7,400	75.35	557,590.00	

米 ド ル 建 小 計		株 552,937	—	米ドル 22,864,483.54 (2,125,253,745円)	
カナダドル	KEYERA CORP	株 15,001	カナダドル 52.59	カナダドル 788,902.59	
	TRANSCANADA CORPORATION	56,412	47.09	2,656,441.08	
	WESTSHORE TERMINALS INVESTMENT CORP	20,900	28.52	596,068.00	
カナダドル建小計		株 92,313	—	カナダドル 4,041,411.67 (375,285,487円)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	EUTELSAT COMMUNICATIONS	株 27,111	ユーロ 26.01	ユーロ 705,157.11	
	SNAM SPA	138,453	3.58	496,215.55	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	225,958	3.19	720,806.02	
ユーロ建小計		株 391,522	—	ユーロ 1,922,178.68 (238,600,039円)	
英ポンド	NATIONAL GRID PLC	株 213,588	英ポンド 6.86	英ポンド 1,466,281.62	
	PENNON GROUP PLC	33,685	6.55	220,636.75	
	SEVERN TRENT PLC	45,603	15.79	720,071.37	
英ポンド建小計		株 292,876	—	英ポンド 2,406,989.74 (346,750,941円)	
オーストラリアドル	APA GROUP	株 156,972	オーストラリアドル 5.72	オーストラリアドル 897,879.84	
	DUET GROUP	516,352	2.13	1,099,829.76	
オーストラリアドル建小計		株 673,324	—	オーストラリアドル 1,997,709.60 (192,139,709円)	
香港ドル	SICHUAN EXPRESSWAY COMPANY LIMITED-H	株 774,000	香港ドル 2.80	香港ドル 2,167,200.00	
香港ドル建小計		株 774,000	—	香港ドル 2,167,200.00 (25,984,728円)	
合 計		株 2,776,972	—	円 3,304,014,649 (3,304,014,649)	

（注）外貨建株式の評価額の単価は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

（2）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
英ポンド	投資信託 受益証券	JOHN LAING INFRASTRUCTURE FUND	554,358	英ポンド 607,576.36	
英ポンド建小計			554,358	英ポンド 607,576.36 (87,527,450円)	

合 計	—	円 87,527,450 (87,527,450)	
-----	---	---------------------------------	--

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1.小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	有価証券の合計額 に対する比率
米 ド ル	株 式 21銘柄	56.8%	—	62.7%
カ ナ ダ ド ル	株 式 3銘柄	10.0%	—	11.1%
ユ ー ロ	株 式 3銘柄	6.4%	—	7.0%
英 ポ ンド	株 式 3銘柄	9.3%	—	10.2%
	投資信託 受益証券 1銘柄	—	2.3%	2.6%
オーストラリアドル	株 式 2銘柄	5.1%	—	5.7%
香 港 ド ル	株 式 1銘柄	0.7%	—	0.8%

（注1）組入株式時価比率及び組入投資信託受益証券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年3月29日現在）

「世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）」

I 資産総額	1,188,684,738 円
II 負債総額	17,177,899 円
III 純資産総額（I－II）	1,171,506,839 円
IV 発行済口数	740,051,896 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	15,830 円

（参考）

「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」

I 資産総額	5,535,147,279 円
--------	-----------------

Ⅱ負債総額	178,031,996 円
Ⅲ純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,357,115,283 円
Ⅳ発行済口数	3,224,625,408 口
Ⅴ1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	16,613 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成25年3月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

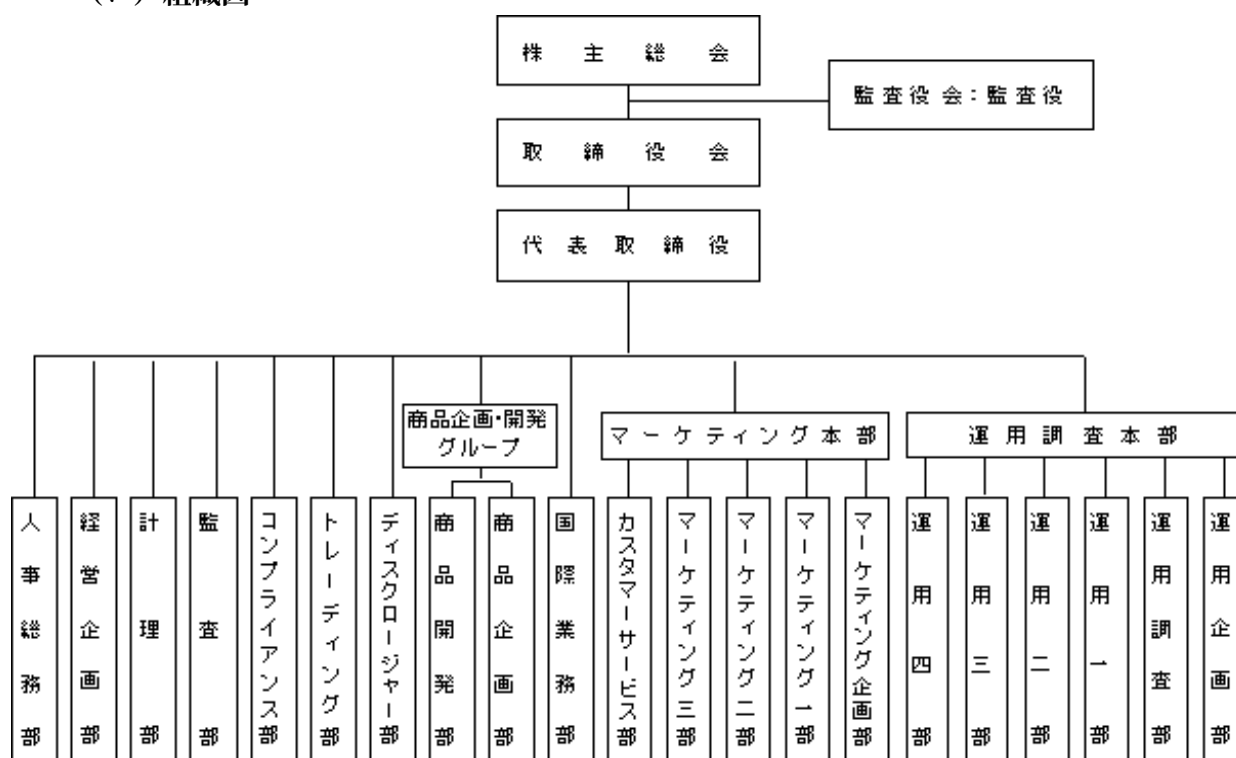
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

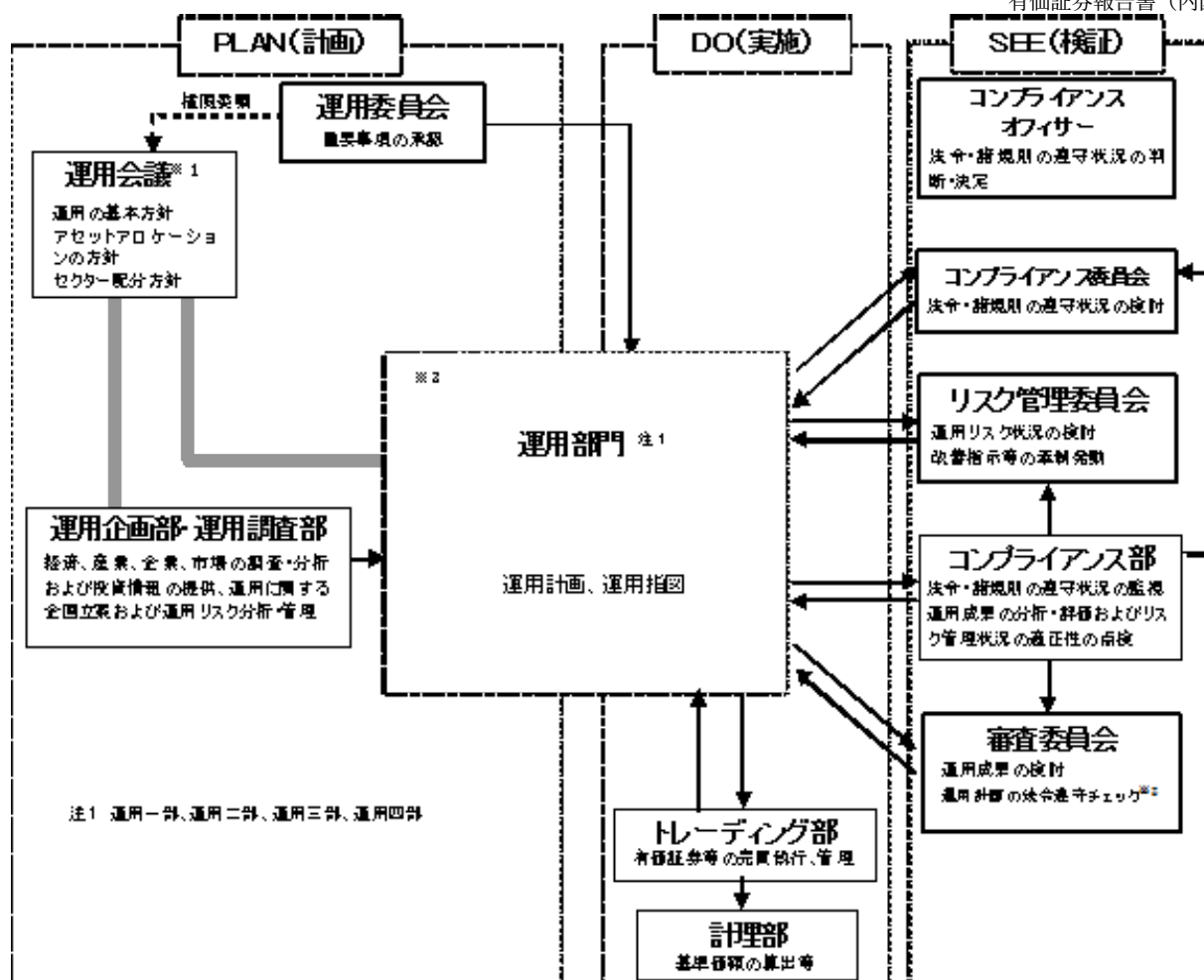
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受付いたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年3月29日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成25年3月29日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	221	2,801,784
株式投資信託（合計）	192	2,269,980
単位型	1	2,335
追加型	191	2,267,645
公社債投資信託（合計）	29	531,804
単位型	2	927
追加型	27	530,876

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第53期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,121,107	8,592,890
有価証券	6,541,218	6,903,772
貯蔵品	4,821	268
立替金	—	2,141
前払金	45,671	26,845
前払費用	16,884	18,185
未収入金	96	29
未収委託者報酬	1,503,847	1,805,198
未収運用受託報酬	4,814	105,245
未収収益	30,417	27,583
繰延税金資産	169,661	183,764
流動資産合計	16,438,542	17,665,924
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 23,023	※2 18,397
構築物（純額）	※2 2,464	※2 2,156
器具・備品（純額）	※2 43,414	※2 145,416
リース資産（純額）	※2 7,465	※2 3,064
建設仮勘定	—	6,663
有形固定資産合計	76,366	175,697
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	※3 28,112	※3 38,365
ソフトウェア仮勘定	—	6,554
無形固定資産合計	28,203	45,012
投資その他の資産		
投資有価証券	5,913,628	4,293,799
関係会社株式	77,100	77,100
長期前払費用	75	—

長期未収入金	4,800	—
長期差入保証金	118,123	125,621
長期繰延税金資産	66,752	65,901
前払年金費用	521,967	471,439
長期性預金	1,300,000	—
その他	22,000	22,000
貸倒引当金	—	△13,350
投資その他の資産合計	8,024,447	5,042,512
固定資産合計	8,129,018	5,263,222
資産合計	24,567,560	22,929,146

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,619	17,113
リース債務	11,280	6,508
未払金		
未払収益分配金	968	584
未払償還金	29,105	18,249
未払手数料	※1 797,625	※1 920,180
その他未払金	207,650	281,635
未払金合計	1,035,350	1,220,650
未払費用	158,152	388,419
未払法人税等	524,492	652,412
賞与引当金	227,900	257,200
役員賞与引当金	29,600	35,000
流動負債合計	2,000,396	2,577,303
固定負債		
長期リース債務	8,870	2,362
退職給付引当金	163,241	169,955
役員退職慰労引当金	93,958	75,625
執行役員退職慰労引当金	123,916	128,916
固定負債合計	389,987	376,859
負債合計	2,390,383	2,954,163
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	11,118,000
繰越利益剰余金	2,646,588	1,427,158
利益剰余金合計	15,125,082	12,905,651
自己株式	△6,827	△6,827
株主資本合計	22,404,254	20,184,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△227,077	△209,840
評価・換算差額等合計	△227,077	△209,840
純資産合計	22,177,176	19,974,983
負債純資産合計	24,567,560	22,929,146

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	13,707,658	19,353,740
運用受託報酬	7,734	196,866
営業収益合計	13,715,392	19,550,606
営業費用		
支払手数料	※1 7,740,156	※1 10,353,047
広告宣伝費	233,413	239,373
公告費	2,409	4,161
調査費		
調査費	236,790	258,007
委託調査費	628,364	2,747,489
図書費	6,246	6,390
調査費合計	871,401	3,011,888
委託計算費	305,544	502,554
営業雑経費		
通信費	35,855	38,375
印刷費	184,349	151,954
協会費	9,581	12,077
諸会費	2,846	2,867
その他	15,462	27,590
営業雑経費合計	248,095	232,865
営業費用合計	9,401,021	14,343,891
一般管理費		
給料		
役員報酬	92,400	92,370
給料・手当	1,163,225	1,276,693
賞与	196,708	228,039
給料合計	1,452,333	1,597,103
交際費	14,854	13,677
寄付金	4,189	7,752
旅費交通費	79,127	81,442
租税公課	39,168	44,308
不動産賃借料	202,024	200,662
賞与引当金繰入	227,900	257,200
役員賞与引当金繰入	29,600	35,000
役員退職慰労引当金繰入	27,000	36,761
退職給付費用	138,708	157,497
減価償却費	74,876	86,469
諸経費	401,431	490,232
一般管理費合計	2,691,215	3,008,107
営業利益	1,623,156	2,198,608

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		

受取配当金	65,366	53,031
有価証券利息	54,422	39,104
受取利息	22,062	24,291
時効成立分配金・償還金	33,486	11,287
雑益	5,316	2,968
営業外収益合計	180,654	130,682
営業外費用		
支払利息	1,110	572
時効成立後支払分配金・償還金	1,617	3,264
雑損	924	6,174
営業外費用合計	3,652	10,011
経常利益	1,800,158	2,319,278
特別利益		
投資有価証券売却益	153,176	10,098
特別利益合計	153,176	10,098
特別損失		
貸倒引当金繰入額	—	13,350
固定資産除却損	※2 6,253	※2 499
投資有価証券売却損	78,650	25,606
投資有価証券評価損	17,772	—
ゴルフ会員権評価損	5,500	—
減損損失	—	441
特別損失合計	108,176	39,897
税引前当期純利益	1,845,159	2,289,480
法人税、住民税及び事業税	734,171	1,006,533
法人税等調整額	△3,586	△51,486
法人税等合計	730,585	955,047
当期純利益	1,114,573	1,334,432

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	360,493	360,493

当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△1,000,000
当期変動額合計	—	△1,000,000
当期末残高	12,118,000	11,118,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,024,119	2,646,588
当期変動額		
剰余金の配当	△492,103	△3,553,863
別途積立金の取崩	—	1,000,000
当期純利益	1,114,573	1,334,432
当期変動額合計	622,469	△1,219,430
当期末残高	2,646,588	1,427,158
利益剰余金合計		
当期首残高	14,502,612	15,125,082
当期変動額		
剰余金の配当	△492,103	△3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
当期変動額合計	622,469	△2,219,430
当期末残高	15,125,082	12,905,651

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
自己株式		
当期首残高	△6,074	△6,827
当期変動額		
自己株式の取得	△753	—
当期変動額合計	△753	—
当期末残高	△6,827	△6,827
株主資本合計		
当期首残高	21,782,538	22,404,254
当期変動額		
剰余金の配当	△492,103	△3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
自己株式の取得	△753	—
当期変動額合計	621,716	△2,219,430
当期末残高	22,404,254	20,184,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△107,742	△227,077
当期変動額		

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△119,335	17,237
当期変動額合計	△119,335	17,237
当期末残高	△227,077	△209,840
純資産合計		
当期首残高	21,674,796	22,177,176
当期変動額		
剰余金の配当	△492,103	△3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
自己株式の取得	△753	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△119,335	17,237
当期変動額合計	502,380	△2,202,193
当期末残高	22,177,176	19,974,983

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(2) 関係会社株式

総平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(6) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未払手数料	639,627千円	598,017千円

※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	60,468千円	65,093千円
構築物	254千円	562千円
器具備品	329,664千円	349,229千円
リース資産	98,457千円	102,858千円

※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	202,238千円	227,314千円

（損益計算書関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日)(自 平成23年4月 1日
至 平成24年3月31日)

支払手数料	6,121,248千円	7,038,413千円
-------	-------------	-------------

※ 2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
建物	4,333千円	—
器具・備品	1,919千円	499千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	643	113	—	756

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通 株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	756	—	—	756

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通 株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

平成24年2月28日 臨時株主総会	普通 株式	2,551,491	1,400	平成24年2月9日	平成24年2月29日
----------------------	----------	-----------	-------	-----------	------------

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

（2）リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「3. 固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月 of 定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる

前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	—
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	—
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,592,890	8,592,890	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	1,502,185	1,506,150	3,964
其他有価証券	9,472,598	9,472,598	—
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	1,805,198	—
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	24	24	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	326,273	299,887

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	—	—
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	—
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	—	—	—
(4) 長期性預金	—	1,300,000	—	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,592,815	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,000,000	500,000	—	—
其他有価証券	4,800,000	809,629	660,677	—
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	1,502,185	1,506,150	3,964
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,502,185	1,506,150	3,964
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,502,185	1,506,150	3,964

2. 関係会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	—	—	—

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	△695
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	705,120	705,468	△348
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	△418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	△419,363
合計		8,686,616	9,069,481	△382,865

（注）非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	580,313	505,000	75,313
	小計	580,313	505,000	75,313
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	41,123	45,457	△4,333
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,002,560	1,003,574	△1,014
	③その他	—	—	—
	(3)その他	7,848,601	8,245,960	△397,358
	小計	8,892,285	9,294,991	△402,706
合計		9,472,598	9,799,991	△327,393

（注）非上場株式（貸借対照表計上額222,787千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	—
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	3,377,773	104,121	△80,775
合計	3,475,973	155,321	△80,775

当事業年度（平成24年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	15,525	—	△14,365
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	303,927	880	—
③その他	—	—	—
(3)その他	2,262,094	5,690	△3,590
合計	2,581,546	6,570	△17,955

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

当事業年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1 年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	450,000	—	24	24
合計		450,000	—	24	24

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	△923,938	△1,162,110
(2)年金資産（千円）	940,384	876,684
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	16,445	△285,426
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	417,207	645,782
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△74,927	△58,871
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)（千円）	358,725	301,484
(7)前払年金費用（千円）	521,967	471,439
(8)退職給付引当金(6)－(7)（千円）	163,241	169,955

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

	（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
(1)勤務費用（千円）（注1）	82,778	80,752
(2)利息費用（千円）	21,581	23,098
(3)期待運用収益（減算）（千円）	17,826	18,807
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	63,027	73,807
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△24,747	△16,055
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)（千円）	124,813	142,794
(7)その他（千円）（注2）	13,894	14,702
(8)退職給付費用(6)+(7)（千円）	138,708	157,497

（注）1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 23,250千円、当事業年度 20,250千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。
2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	一千円	4,757千円
賞与引当金	104,776	111,065
減価償却超過額	8,449	3,087
退職給付引当金	116,844	106,517
役員退職慰労引当金	38,231	26,952
投資有価証券評価損	7,231	—
非上場株式評価損	32,458	28,430
未払事業税	42,773	49,129
その他有価証券評価差額金	155,788	117,552
その他	40,414	47,307
繰延税金資産小計	546,968	494,801
評価性引当額	△ 96,431	△ 76,506
繰延税金資産合計	450,536	418,294
繰延税金負債		
前払年金費用	△212,388	△168,021
その他	△1,733	△607
繰延税金負債合計	△214,121	△168,628
繰延税金資産の純額	236,414	249,665
（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産－繰延税金資産	169,661千円	183,764千円
固定資産－長期繰延税金資産	66,752	65,901

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
役員給与永久に損金算入されない項目	0.53	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.81	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.09	
住民税均等割	0.21	
税効果未認識差異	△2.54	
その他	△0.01	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.59	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」

（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は20,828千円減少し、法人税等調整額が5,165千円増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	999,719 6,121,248	短期貸付金 未払手数料	— 639,627

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	1,006,734 7,038,413	短期貸付金 未払手数料	— 598,017

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	160,641	長期差入保証金	107,916
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払	48,084 16,824	その他未払金 その他未払金	5,808 1,472

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	みずほ証 券プロパ ティマネ ジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借	165,316	長期差 入保証 金	116,378
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 ハウジングサー ビス料支払 メールシステム サービス料支払	74,884 16,824 18,000	その他 未払金 その他 未払金 その他 未払金	7,593 1,472 3,150

(注) 1. 上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (1) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- (2) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- (3) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- (4) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

(注) 当社の親会社であるみずほ証券株式会社は、平成23年8月29日に東京証券取引所への上場を廃止しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	12,168円58銭	10,964円24銭
1株当たり当期純利益金額	611円54銭	732円20銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,114,573	1,334,432
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,114,573	1,334,432
期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

(重要な後発事象)

該当事項はありません

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

(単位：千円)	
当中間会計期間 (平成24年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	11,244,950
有価証券	5,001,976
貯蔵品	2,746
未収委託者報酬	1,632,938
未収運用受託報酬	70,352
繰延税金資産	153,788
その他	187,158
流動資産合計	18,293,911
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	16,723
構築物（純額）	2,021
器具・備品（純額）	124,106
リース資産（純額）	1,210
建設仮勘定	5,821
有形固定資産合計	※1 149,883
無形固定資産	
ソフトウェア	39,667
ソフトウェア仮勘定	6,554
その他	91
無形固定資産合計	46,314
投資その他の資産	
投資有価証券	3,604,800
長期繰延税金資産	227,119
前払年金費用	439,259
その他	136,411
投資その他の資産合計	4,407,590
固定資産合計	4,603,788
資産合計	22,897,700

(単位：千円)	
当中間会計期間 (平成24年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	3,662
未払金	
未払収益分配金	387

未払償還金	14,470
未払手数料	841,601
その他未払金	102,986
未払金合計	959,445
未払法人税等	403,063
未払消費税等	※2 68,006
賞与引当金	242,000
役員賞与引当金	15,750
その他	366,273
流動負債合計	2,058,201
固定負債	
長期リース債務	1,551
退職給付引当金	167,675
役員退職慰労引当金	66,416
執行役員退職慰労引当金	82,500
固定負債合計	318,143
負債合計	2,376,345
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	11,118,000
繰越利益剰余金	2,199,210
利益剰余金合計	13,677,703
自己株式	△72,415
株主資本合計	20,891,287
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△369,932
評価・換算差額等合計	△369,932
純資産合計	20,521,355
負債純資産合計	22,897,700

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成24年4月 1日	
至 平成24年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	9,643,600
運用受託報酬	72,365
営業収益合計	9,715,966
営業費用及び一般管理費	※1 8,730,553
営業利益	985,413
営業外収益	
受取配当金	106,612
有価証券利息	6,895
受取利息	11,793

時効成立分配金・償還金	3,522
その他	18,225
営業外収益合計	147,050
営業外費用	
支払利息	147
時効成立後支払分配金・償還金	44
その他	7
営業外費用合計	199
経常利益	1,132,264
特別利益	
貸倒引当金戻入	1,982
特別利益合計	1,982
特別損失	
固定資産除却損	12
投資有価証券売却損	1,080
特別損失合計	1,092
税引前中間純利益	1,133,153
法人税、住民税及び事業税	402,775
法人税等調整額	△41,674
法人税等合計	361,101
中間純利益	772,052

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	

別途積立金	
当期首残高	11,118,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	11,118,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,427,158
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	772,052
当中間期変動額合計	772,052
当中間期末残高	2,199,210
利益剰余金合計	
当期首残高	12,905,651
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	772,052
当中間期変動額合計	772,052
当中間期末残高	13,677,703

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
自己株式	
当期首残高	△6,827
当中間期変動額	
自己株式の取得	△65,588
当中間期変動額合計	△65,588
当中間期末残高	△72,415
株主資本合計	
当期首残高	20,184,823
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	772,052
自己株式の取得	△65,588
当中間期変動額合計	706,464
当中間期末残高	20,891,287
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△209,840
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	△160,091
当中間期変動額合計	△160,091

当中間期末残高	△369,932
純資産合計	
当期首残高	19,974,983
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	772,052
自己株式の取得	△65,588
株主資本以外の項目の当中間期	
変動額（純額）	△160,091
当中間期変動額合計	546,372
当中間期末残高	20,521,355

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 関連会社株式

総平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる営業利益、経常利益および税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

（追加情報）

役員賞与の支給見込額については、これまで事業年度の収益状況に基づき引当金を算定、計上していましたが、当中間会計期間より、中間会計期間における収益状況及び下期業績見通しを勘案し、役員賞与引当金を計上することとしております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

※ 1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	553,738千円

※ 2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※ 1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産	36,410千円
無形固定資産	5,542千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	756	8,630	—	9,386

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,244,950	11,244,950	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	500,909	502,950	2,040
その他有価証券	7,829,715	7,829,715	—
(3) 未収委託者報酬	1,632,938	1,632,938	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成24年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	500,909	502,950	2,040
	(3)その他	—	—	—
	小計	500,909	502,950	2,040
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,909	502,950	2,040

2. 関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	319,626	315,000	4,626
	小計	319,626	315,000	4,626
	(1)株式	25,578	45,457	△19,879

中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	7,484,511	8,046,311	△561,800
	小計	7,510,089	8,091,768	△581,679
合計		7,829,715	8,406,768	△577,052

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

該当事項はありません。

関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	11,313円61銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	20,521,355
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	20,521,355
普通株式の発行済株式数（株）	1,823,250
普通株式の自己株式数（株）	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	423円95銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	772,052
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	772,052
普通株式の期中平均株式数（株）	1,821,056

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年12月25日開催の臨時株主総会において、将来の事業展開や市況変動に備え、適切な内部留保を確保しつつ、安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくという資本政策の基本的考え方に基づき、次のとおり剰余金の処分を行うことを決議いたしました。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額	
別途積立金	1,118,000千円
(2) 増加する剰余金の項目とその額	
繰越利益剰余金	1,118,000千円

2. 株主配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539,409千円
1株当たり配当額	1,400円
基準日	平成24年11月28日
効力発生日	平成24年12月26日

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件等委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、前記「3 委託会社等の経理状況 2. 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成24年12月25日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成25年3月末現在、247,369百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成25年3月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称：資産管理サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成24年11月15日
有価証券報告書	平成24年11月15日

独立監査人の監査報告書

平成24年6月18日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年12月25日開催の臨時株主総会において、別途積立金の減少及び剰余金の処分を決議し、平成24年12月26日にその効力が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月26日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）の平成24年8月16日から平成25年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当ピュア・インフラ株式ファンド（成長型）の平成25年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)